

# 台湾の会社法（中華民國公司法）

（一九八三年一月七日總統令修正公布）

王子天徳 訳・校閲  
石井文廣 訳

## 目次

第一章	總 則	第三章	有限会社
第二章	合名会社	第四章	合資会社
第一節	設立	第五章	株式会社
第二節	会社の内部関係	第一節	設立
第三節	会社の対外関係	第二節	株式
第四節	退社	第三節	株主總會
第五節	解散、合併及び組織の変更	第四節	取締役及び取締役會
		第六節	清算

第五節 監査役

(以上、本論集第二二卷第一号)

第六節 会計

第七節 社債

第八節 新株の発行

第九節 定款の変更

第一〇節 会社の更生

第一一節 解散及び合併

第一二節 清算

第一目 普通清算

第二目 特別清算

第六章 削除

第七章 外国会社

第八章 会社の登記及び認許

第一節 申請

第二節 手数料

第九章 付則

## 第五章 株式会社

第六節 会計

第二二八条 (会計書表の作成)

① 営業年度の終了毎に取締役会は、左に掲げたる書表を作成し、定期株主総会開会三〇日前に監査役に提出し、其の審査を受けることを要す。

一 営業報告書

二 貸借対照表

三 財産目録

四 損益計算書

五 利益分配又は欠損の補填に関する議案

② 前項の書表は、中央主管機関の規定する規則により作成することを要す。

③ 第一項の書表は、監査役が取締役会に対し期限を繰上げて審査の為提出することを請求することを得。

④ 会社の責任者が第一項に掲げる書表に不実の記載をしたときは、刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

第二二九条 (書表の備置と査閲)

取締役会が作成したる各種の書表及び監査役の報告書は定期株主総会の開会一〇日前までに本店に備置くことを要し株主は隨時査閲することを得。亦其の依頼した弁護士又は会計士を伴い査閲することを得。

### 第二三〇条 (会計書表の承認、送付と公告)

①取締役会は、其の作成したる各種の書表を定期株主総会に提出し其の承認を求めんことを要す。定期株主総会の承認を得たる後、取締役会は、貸借対照表、損益計算書及び利益分配又は欠損補填の決議を各株主に送付することを要す。株式を公開又は社債を公開発行した会社は、これら書表を証券管理機関規定の認証に従い会計士の認証を経て一ヶ月以内に公告することを要す。

②会社の債権者は、前項の書表及び決議の公布又は抄録を請求することを得。

③会社を代表する取締役が、第一項の規定に違反し送達をなさず又は公告をなさざるとき、主管機関又は証券管理機関より各別に二千元以上一万元以下の罰金を科す。

### 第二三一条 (会計書表承認の効力)

株主総会に於て各種書表の承認決議がなされるときは会社が取締役及び監査役の責任を解除したるものと看

做す。但し、取締役又は監査役に不正行為のありたるときは此の限に在らず。

### 第二三二条 (配当の分配)

①会社は、損失を補填し、本法の規定に依り法定剰余積立をしたる後に非ざれば株式配当及び利益を分配することを得ず。

②会社に利益剰余金なきとき、株式配当及び利益を分配することを得ず。但し、法定剰余積立金が資本総額の一〇〇分の五〇を超過したるとき又は剰余のありたる年度に剰余共同積立金が其の剰余の一〇〇分の二〇を超過するときは会社は株式の価格を維持する為其の超過部分を以て利益の配分又は株の配当にあてることを得。

③会社の責任者が、第一項或は前項の規定に違反し利益配当及び純益の配当をしたるとき、各一年以下の有期懲役、拘禁、併せて二万元以下の罰金を科す。

### 第二三三条 (違法分配の効果)

会社が前条の規定に違反し利益の分配及び株の配当をなしたるとき会社の債権者は返還を請求することを得。又このことにより損害を受けたるときは其の賠償を請求することを得。

### 第二三四条 (利益配当の仮払い)

① 会社は其の業務の性質により、設立登記後二年以上の準備を必要とし、しかる後に始めて営業を開始し得るときは主管機関の許可を経て定款を以て営業開始前に株主に配当を行うことを定むることを得。

② 前項の配当の金額は、先払い配当として貸借対照表の資産の項目に計上することを得。会社が営業を開始したる後、毎回の配当及び利益の分配額が既払込資本総額の一〇〇分の六を超過したるときは、其の超過金額を減資することを要す。

### 第二三五条 (利益の分配割合)

① 株式配当及び利益の分配は、定款に規定あるものを除き、各株主の保有株数の割合を基準とす。

② 定款に於ては会社従業員利益配分の割合を明記することを要す。但し、政府が許可したる公営事業及び主管機関が特例として査定許可したる目的事業は此の限に在らず。

### 第二三六条 (資本維持の原則)

固定資産の再評価価格は、法に依り処理するものとする。有価証券及び在庫商品の価格の騰貴は売買が行われたる

ときに非ざれば帳簿に計上することを得ず。

### 第二三七条 (法定及び特別利益積立金)

① 会社は、一切の税金を完納後、剰余を分配するとき、先ず其の一〇〇分の一〇を法定剰余積立金とすることを要す。但し、法定剰余積立金が資本総額に達したるときは此の限に在らず。

② 前項の法定剰余積立金の外、会社は、定款又は株主総会決議を以て別に特別剰余積立を行うことを得。

③ 会社の責任者が、第一項の規定に違反し法定剰余積立をせざるとき各二万元以下の罰金を科す。

### 第二三八条 (資本積立)

左に挙げたる金額は、資本積立として累積することを要す。

一 発行株券の券面金額を超過した所得額

二 営業年度毎に資産の評価増額から評価損額を控除した額

三 資産を処分したる差益収入

四 合併により消滅したる会社より承継したる資産額から当該会社より承継したる債務額を差引いた額及び当該会社株主に対して行いたる給付額の剰余額

## 五 贈与受領の所得

### 第二三九条 (積立金の使用原則——欠損の補填)

①前二条の法定剰余積立金及び資本積立金は、会社の欠損の補填を除く外、之を使用することを得ず。但し、第二四一条規定の事情又は法律に別に規定のあるものは此の限に在らず。

②会社は、剰余積立金で資本の欠損を補填してなお不足額あるに非ざれば資本積立金を以て補填することを得ず。

### 第二四〇条 (新株発行を以て充当する配当及び利益の分配)

①会社は、発行済株式総数の三分の二以上を代表する株主の出席する株主総会に於て出席したる株主の過半数の決議を以て配当及び利益分配の全部又は一部を新株発行の方式を以て之をなすことを得。一株に満たざる金額は現金を以て之を分配す。

②株券を公開発行したる会社は、出席株主の株式総数が前項の定額に不足するとき、発行済株式総数の過半数を代表する株主の出席と出席株主議決権の三分の二以上の同意により之を行う。

③前二項の出席株主株式総数及び議決権数は、定款に

それより高い規定あるときは其の規定に従う。

④前三項の決議により利益を資本に転換するとき、定款の定めにより従業員に分配すべき利益は、新株の交付又は現金を以て支払うことを得。

⑤本条に依る新株の発行は、公開発行の会社が証券管理機関の許可申請を要する外、議決を行いたる株主総会終結のとき直ちに其の効力を生じ取締役会は直ちに各株主又は株主名簿記載の質権者に通知することを要す。無記名株券を発行したる会社において公告をすることを要す。

⑥株券を公開発行したる会社の配当及び利益の分配が定款に定額又は比率を明記し、且取締役会決議に処理を委ぬる旨授權してあるときは取締役の三分の二以上の出席ある取締役会で出席したる取締役の過半数の決議を以て第一項及び第四項の規定に依り配当及び利益の全部又は一部を新株発行の方式を以て処理し且株主総会に報告することを要す。

### 第二四一条 (積立金使用の例外——増資)

①会社が、新株を発行するとき、前条の株主総会の決議により積立金の全部又は一部を資本に充当し、株主の

持株比例によりて新株を交付することを得。

- ② 前条第五項、第六項の規定は、前項に之を準用す。
- ③ 第二三七条第一項の法定剰余積立金を資本に充当する場合は当該積立金が既に資本の一〇〇分の五〇に達したるときに限り、且其の額は半数を限度とす。

#### 第二四二条 (設立費用の消却)

- ① 第四一九条第一項第五号により支出されたる費用及び設立登記の際支出されたる規定の費用は貸借対照表の資産の項に計上することを得。

- ② 前項の金額は、営業開始後五年内に各決算期毎に平均して消却することを要す。

#### 第二四三条 (新株発行或は社債費用の消却)

- ① 新株又は社債を発行するとき、発行のために支出したる必要経費は、貸借対照表の資産の項に入れることを得。

- ② 前項の金額は、新株発行後、三年以内又は社債償還期限内の決算期毎に平均して之を消却することを要す。

#### 第二四四条 (社債差額の消却)

- ① 償還すべき社債の総金額が社債募集によりて得たる実額を超過したる差額は、貸借対照表の資産の項に入れ

ることを得。

- ② 前項の金額は、社債償還期限内の決算期毎に平均して消却することを要す。

#### 第二四五条 (検査人の派遣及び権限)

- ① 継続して一年以上発行済株式総数の一〇〇分の三以上を所有する株主は、裁判所に検査人の選任派遣を申請し、会社の業務勘定項目及び財産の状況を検査することを得。

- ② 裁判所は、検査人の報告に対し必要と認めたるときは監査役に株主総会を招集することを命ずることを得。

- ③ 検査人の検査を妨害する者ありたるとき又は監査役が裁判所の株主総会招集の命令に従わざるときは、各二万円以下の罰金を科す。

#### 第七節 社債

##### 第二四六条 (社債の募集)

- ① 会社は、取締役会の決議を経たる後、社債を募集することを得。但し、社債募集の原因及び関係事項を株主総会に報告することを要す。

- ② 前項の決議は、取締役の三分の二以上の出席及び出

席取締役の過半数の同意を以て之を行うことを要す。

## 第二四七条 (社債総額の制限)

①社債総額は、会社が現に有する資産総額より全部の負債及び無形資産を控除したる後の残額を越ゆることを得ず。

②無担保社債の総額は、前項の残額の二分の一を越ゆることを得ず。

## 第二四八条 (社債募集の申請)

①会社が社債を募集するとき、左記の事項に付き証券管理機関に審査の申請をすることを要す。

- 一 会社の名称
- 二 社債総額及び券面金額
- 三 社債の利率
- 四 社債償還の方法及び期限
- 五 社債償還の具体的計画及び償還金保管方法
- 六 社債募集所得の用途及び運用計画
- 七 既募集社債の未償還額
- 八 社債発行の価格或は最低価格
- 九 会社の株式総数と発行済株式総数及び其の金額
- 一〇 会社が現に有する資産の全部から負債及び無形資産を

控除したる後の残額

- 一一 最近三年の第二二八条の規定に依り作成の各種の帳簿、開業して三年未満のものは営業各年度の各種帳簿、申請期日が営業年度六カ月を越えたるものは別に上半期の貸借対照表を提出することを要す

- 一二 社債債権者の受託者の名称及び其の約定事項
- 一三 払込金を代理受領する銀行又は郵便局の名称及び住所
- 一四 募集引受者又は募集代行者を有する者は、其の名称及び約定事項
- 一五 発行の担保を有するときはその種類、名称及び証明書類

- 一六 発行の保証人あるときは其の氏名及び証明書類
- 一七 既発行の社債若くは其の他の債務について違約又は元金と利息の支払遅延の事実若くは現状について
- 一八 株式転換可能なものについては其の転換の方法
- 一九 取締役会の議事録
- 二〇 社債のその他発行関連事項又は証券管理機関規定の其の他事項

②会社は、前項各号の事項に変更のあるときは直ちに証券管理機関に訂正の申請をなすことを要す。会社の責

任者が訂正の申請をなさざるときは、証券管理機関より各二千元以上一万元以下の罰金を科す。

③第一項第七号、第九号乃至第一一号、第一七号は、会計士の検査を経たる旨の認証を要し、其中、第一一号所定の年度の帳簿は公営事業に於ては政府会計監査機関の審査を以て代えることを得。第一二号乃至第一六号は、弁護士による検査を経たる旨の認証を要す。

④第一項第一二号の受託者は、金融又は信託事業企業に限り会社が発行を申請するとき締約し、且其の報酬を負担す。

⑤第一項第一八号の株式転換額が定款規定の資本総額を超過したるとき、先に定款を変更し資本総額を増加したる後始めて之をなすことを得。其の審査決定の基準は証券管理機関が命令を以て之を定む。

## 第二四九条 (無担保社債発行の禁止)

会社が左の事情の一を有するとき、無担保社債を発行することを得ず。

一 既発行社債若くは其の他の債務につきかつて違約又は元金と利息の支払いが遅延したる事実があり既に結了したる者

二 最近三年間又は開業後三年未滿の營業年度に於て税引後の平均純益が発行予定社債が負担すべき年利総額の一〇〇分の一五〇に達せざるもの

## 第二五〇条 (社債発行の禁止)

会社が左の事由の一を有するとき、社債を発行することを得ず。

一 既発行社債若くは其の他の債務につき違約又は元金と利息の支払い遅延事実があり、現在なお継続中の者

二 最近三年間又は開業後三年未滿の營業年度に於て税引後の平均純益が発行予定社債が負担すべき年利総額の一〇〇分の一〇〇に達せざるもの。但し、銀行保証を経て発行する社債は制限を受けず

## 第二五一条 (許可の取消)

①会社が、社債の発行に際して許可を受けたる後、其の申請事項に法令違反又は虚偽の事実のあることが発見されたる時、証券管理機関は其の許可を取消すことを得。

②前項の許可の取消をなすとき、未発行のものは募集を中止し、発行済のときは直ちに償還することを要す。其のことに由り発生したる損害について会社の責任者は



会社及び応募人に対し連帯して賠償責任を負う。

③第一三五条第二項の規定は、本条第一項に之を準用す。

## 第二五二条 (応募書の備置と公告)

①会社が発行する社債の申請が審査を経て許可された後、取締役会は審査許可の通知が到達したる日より三〇日以内に社債応募書を備え、第二四八条第一項各号の事項及び許可したる証券管理機関許可の年月日と書類番号を付記し、同時にそれを公告し募集を開始することを要す。但し、第二四八条第一項第一号の営業報告書、財産目録、第一二号及び第一四号の約定事項、第一五号及び第一六号の証明書類、第一九号の議事録等の事項は公告を免除することを得。

②前項の期限を超過するも未だ募集を開始せずなお募集を要する者は改めて申請をなすことを要す。

③会社を代表する取締役が第一項の規定に違反し、応募書を備置かざるとき証券管理機関は一千元以上五千元以下の罰金を科し、会社の責任者が応募書に不実の記載をなしたるときは刑法又は特別刑法の規定に依り処罰される。

## 第二五三条 (応募の手續き)

①応募人は、応募書に金額及び其の住所、又は居所を記入し、署名、捺印し同時に応募書記載通りの納金義務を負う。

②応募人が現金を以て其の場で無記名社債券を購入するときは、前項応募書の記入を免ず。

## 第二五四条 (応募金額の払込み)

社債が応募人により引受認定後、取締役会は未払いの各応募人に対し其の引受たる金額を払込むべく請求することを要す。

## 第二五五条 (受託人の調査と監督)

①取締役会は前条の請求を実行する前に全ての記名債券応募人の氏名、住所又は居所並びに其の引受金額及び発行済無記名債券の枚数、番号及び金額を書表にまとめ第二四八条第一項の書類と共に社債債権者の受託人に送付することを要す。

②前項の受託人は、応募人の利益の為に会社が社債発行事項の履行を調査監督する権限を有す。

## 第二五六条 (受託人の特定の権限と責任)

①会社が社債を発行するために設定したる抵当権又は

質権は、受託人が債権人に代わりて取得することを得。  
又、社債発行前に先行設定することを得。

② 受託人は前項の抵当権又は質権若しくは其の担保品に  
対し責任を以て実行又は保管するを要す。

## 第二五七条 (社債債券の作成と発行)

① 社債債券は、番号を付し発行の年月日及び第二四八  
条第一項第一号乃至第四号及び第一八号の事項を明記し、  
担保又は株式転換を有するときは、担保又は転換の字句  
を明記し、取締役三人以上の署名、捺印及び証券管理機  
関又は発行の許可をなしたる登記機構の査証を経たる後  
之を発行す。

② 会社の責任者が、社債債券に不実の記載をなしたる  
とき刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

## 第二五八条 (社債原簿)

① 社債原簿は、すべての社債券に順次番号を付し、左  
の事項を明記することを要す。

一 社債債権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 第二四八条第一項第二号乃至第四号の事項、第一二号

受託人の名称、第一五号、第一六号の発行に対する担保

並びに保証及び第一八号の転換事項

三 社債発行の年月日

四 各社債券の所持人の取得年月日

② 無記名債券は、無記名の字句を明記することを要し、  
前項第一号の記載に代える。

③ 会社の責任者が、社債の原簿に不実の記載をなした  
るときは、刑法又は特別刑法の関係規定に依り処罰さる。

## 第二五九条 (社債収入の用途変更の処罰)

会社が、社債を募集したる後、変更の許可申請を経ず  
して規定事項以外に流用したるときは、会社の責任者は  
一年以下の有期懲役、拘禁又は併せて二万元以下の罰金  
を科す。会社が此のことに依り損害を受けたるときは会  
社に対しても亦賠償責任を負う。

## 第二六〇条 (記名式社債の譲渡)

記名式社債債権は、之を裏書により譲渡することを得。  
但し、譲受人の氏名又は名称を債券に記載し、譲受人の  
氏名又は名称及び住所若しくは居所を社債原簿に記載する  
に非ざれば、其の譲渡を以て会社に対抗することを得ず。

## 第二六一條 (無記名債券の記名債券への転換)

債券が無記名式るとき債権者はいつにても之を記名式  
に改めることを請求することを得。

## 第二六二条 (株式の転換)

社債が、規定に依り株式に転換し得るものは、会社は、其の規定の転換方法により株式発行の義務を有す。但し、社債債権者は選択権を有す。

## 第二六三条 (社債債権者会議の招集及び決議)

①社債を発行したる会社に於て社債債権者の受託人又は同次発行の社債総額一〇〇分の五以上を有する社債債権者は社債債権者の共同利害に関する事項について同次社債債権者会議を招集することを得。

②前項の会議の決議は、社債債権総数の四分の三以上を代表する社債債権者の出席で、出席社債債権者の三分の二以上の同意を以て之を行うことを要し、亦一債券最低券面金額毎に一議決権を有す。

③無記名社債債権者で第一項の会議に出席したるとき株式会社が無記名株券の株主が株主総会に出席するときの規定を準用す。

## 第二六四条 (議事録の作成と執行)

前条の債権者会議の決議は、之を議事録に作成することを要し、議長の署名、会社所在地の裁判所の認可と公告を経たる後、社債債権者全員に対し効力を生じ、社債

債権者の受託人により執行さる。但し、債権者会議で別に指定した者のあるときは其の指定に従う。

## 第二六五条 (認可しない決議)

社債債権者会議の決議は、左の事由の一あるとき裁判所は之を認可せず。

- 一 社債債権者会議の招集手続き又は其の決議方法が法令又は応募書の記載に違反したるもの
- 二 決議が正当な方法で行われざるもの
- 三 決議が明らかに公正を欠きたるもの
- 四 決議が債権者全般の利益に反するもの

## 第八節 新株発行

### 第二六六条 (新株発行の決議)

①会社は、第一五六条第二項に依り数次に分けて新株を発行又は第二七八条第二項に依り増資後の新株を発行するときは均しく本節の規定に依る。

②会社が新株を発行するとき取締役の三分の二以上の出席する取締役会で出席したる取締役の過半数の同意の決議で之を行うことを要す。

③第一四一条、第一四二条の規定は、新株発行に之を

準用す。

## 第二六七条 (新株発行と株式引受の手續き)

① 会社が、新株を発行するとき政府認可の公営事業及び目的事業の主管機関が特別に認可したるものを除き、新株発行総額の一〇〇分の一〇乃至一五の株式を保留し、会社従業員の購入に供することを要す。残余株式は公開発行日又は特定引受人が株式を引受る一〇日前に公告及び現在の株主に通知し、原株式の比例により優先的に分配引受、且期限を過ぎても引受ないときは其の権利を失う旨の声明をすることを要す。原株主の所持する株式が比例により新株一株の引受到満たないとき、合併して共同で一株を引受又は其の中の一人が引受ることを得。

② 前項の新株を引受る権利は、従業員が購入するために保留したる分を除き、原株式から分離、独立して譲渡することを得。

③ 第一項規定の従業員購入のために保留したる株式及び購入期限の規定は、剰余積立又は資産価値の増加による充當で原株主に分配せらるる新株については之を適用せず。

④ 本条の規定は、他会社の合併又は転換社債の株式へ

の転換により新株を発行するときは之を適用せず。

## 第二七八条 (新株公開発行の申請)

① 会社が新株を発行するとき、原株主及び従業員により全額引受られ又は特定引受人との協議による引受で公開発行をせざるをを除き、左の事項について証券管理機関に対し許可の申請を行い公開発行することを要す。

一 会社の名称

二 従来定められたる株式総数、発行済株式数及び金額

三 新株発行総額、一株の金額及び其の他発行条件

四 最近三年の第二二八条規定に依り作成されたる各種の書表、開業して三年に満たないものはすべての営業年度の各種の書表。申請の期日が既に営業年度開始後六カ月を越えたる者は別に半年の貸借対照表を添付するを要す

五 営業計画書

六 特別株を発行するときは、其の種類、株数、一株の金額及び第一五七条各号の事項

七 株式代金振込先銀行又は郵便局の名称及び住所

八 新株売出又は代理売出の機構を有するときは其の名称及び約定事項

九 新株発行決議の議事録

一〇 証券管理機関規定のその他の事項

② 会社は前項各号の事項に変更のあるとき直ちに証券管理機関に訂正の申請をなすことを要す。会社の責任者が訂正の申請をなさざるとき証券管理機関は各二千元以上一万元以下の罰金を科す。

③ 第一項第二号乃至第四号及び第六号は会計士の検査認証を要し、第七号、第八号は弁護士の検査認証を要す。其中、第四号に定める年度毎の書表は公営事業に於ては政府会計監査機関の査定を以て之に代えることを得。  
④ 第一項、第二項の規定は、第二六七条第三項の新株発行には之を適用せず。

### 第二六九条 (新株公開発行の制限)

会社は左の事由の一あるとき優先権を有する特別株を公開発行することを得ず。

一 最近三年度又は開業後三年に満たないときは其の各営業年度の税引後の平均純利益が発行済及び発行予定の特別株配当の支払額に足りないもの

二 発行済の特別株約定配当を期日に支払うこと能はざるもの

### 第二七〇条 (新株公開発行の禁止)

会社は左の事情の一あるとき、新株の公開発行をすることを得ず。

一 連続して二年欠損あるとき。但し、其の事業の性質により比較的長期の準備期間を要するとき又は健全なる営業計画を有し確実に営利能力を改善し得るものは此の限に在らず

二 資産が債務を弁済するに足らざるもの

### 第二七一条 (許可の取消)

① 会社が新株公開発行の許可を得たる後其の申請事項に法令違反又は虚偽の事実あるとき、証券管理機関は其の許可を取消すことを得。

② 前項に依り許可が取消されたる時、株式が未発行のものは其の発行を中止し、発行済のものについては株式所持人は取消のときより起算し会社に対し株式発行時の株式代金に法定利息を加算し、返還を請求することを得。この為に発生した損害についても亦賠償を請求することを得。

### 第二七二条 (出資の種類)

③ 第一三五条第二項の規定は、之を本条に準用す。  
会社が新株を公開発行するとき現金を以て出資金とす。

但し、原株主の新株引受又は特定人との協議による株式引受で且公開発行をせざる時、会社事業に必要とする財産を以て出資することを得。

## 第二七三条 (公開発行の株式申込書)

① 会社が新株を公開発行するとき、取締役会は左の事項を明記したる株式申込書を備置き、株式申込人をして申込株数、種類、金額及び其の住所又は居所を記入し署名、捺印させることを要す。

一 第一二九条第一項第一号乃至第六号及び第一三〇条の事項

二 従来の株式総数又は増資後の株式総数中発行済の額及び其の金額

三 第二六八条第一項第三号乃至第一〇号の事項

四 代金払込期日

② 会社が新株を公開発行するとき、前項申込書に証券管理機関の許可番号及び年月日を付記する外、前項各号の事項を証券管理機関の許可通知が到達した後三〇日以内に許可番号及び年月日を付記して公告し、発行するを要す。但し、営業報告書、財産目録、議事録、株式販売引受又は代行機関の約定事項は公告を免除することを得。

③ 前項の期限を過ぎてなお公開発行するとき、新たに申請を行うことを要す。

④ 株式申込人が現金を以て無記名株券を其の場で購入したるときは第一項の株式申込書の記入を免す。

⑤ 会社を代表する取締役が第一項の規定に違反し、株式申込書を備置かざるとき、証券管理機関は一千元以上五千元以下の罰金を科し、会社の責任者が備置きたる株式申込書に不実の記載をなしたるとき刑法又は特別刑法に依り処罰さる。

## 第二七四条 (公開発行せざる株式申込書)

① 会社の新株発行が第二七二条但書に依り公開せざるときも、なお前条第一項の規定に依り株式申込書を備置き、財産による出資者あるときは同時に株式申込書に第一一九条第一項第四号の事項を加記することを要す。

② 前項の財産による出資の実行後、取締役会は、監査役の監査を経て其の意見を付し主管機関に之を報告することを要す。

③ 第一一九条第二項の規定は、前項の監査に之を準用す。

## 第二七五条 (取締役、監査役の改選)

新株の払込が完了したる後、新株総数一〇〇分の五以上を所有する株主が書面を以て株主総会を招集して取締役、監査役の改選を行うことを請求したるとき、取締役会は直ちに株主総会を招集して改選を行うことを要す。

## 第二七六条 (催告と株式申込の撤回)

①新株発行の代金支払期限を過ぎてもなお申込数が不足又は申込後申込の撤回若くは代金の未払込があるとき、既に申込後払込をした株主は一ヶ月の期限を定め会社に対し申込数の充足及び申込の完了を催告することを得。期限が過ぎたるも完了せざるときは新株申込を撤回し、会社が其の払込金を返還し、同時に法定利息を加算することを得。

②行為者たる取締役は前項の事情により会社に損害をもたらしたるとき連帯して賠償責任を負う。

## 第九節 定款の変更

### 第二七七条 (定款変更の手續き)

①会社は、株主総会の決議を経るに非ざれば定款を変更することを得ず。

②前項の株主総会の決議は、発行済株式総数の三分の

二以上を代表する株主の出席せる総会で出席したる株主の議決権の過半数の同意を以て之を行う。

③株券を公開発行した会社は、出席株主の株式総数が前項の定額に不足のとき、発行済株式総数の過半数を代表する株主の出席する総会で出席株主議決権の三分の二以上の同意を以て之を行う。

④前二項の出席株主株式総数及び議決権数は、定款に之より高い規定あるときは其の規定に従う。

### 第二七八条 (増資の制限)

①会社は、定款規定の株式総数を全て発行済に非ざれば増資することを得ず。

②増資後、第一次発行の株式は、増加したる株式総数の四分の一を下ることを得ず。

③前項の規定は、第二六二条に依りて発行する株券には之を適用せず。

### 第二七九条 (減資の手續き)

①会社が減資により新株券を引換えに交付するとき、減資の登記後六ヶ月以上の期限を定めて各株主に引換えをなすべき旨通知をし、期限を越え引換えをせざる者は株主の権利を喪失することを通告することを要す。無記

名株券を発行したるときは之を公告することを要す。

②株主が、前項の期限内に引換えをせざるときは其の株主の権利を喪失し、会社は其の株式を競売に付すことを得。売却代金を其の株主に支払う。

③会社の責任者が本条の通知又は公告期限の規定に違反したるとき各一千元以上五千元以下の罰金を科す。

## 第二八〇条 (株式の併合)

減資により株式を併合するとき、併合に不適の株式の処理については前条第二項の規定を準用す。

## 第二八一条 (関係規定の準用)

第七三条及び第七四条の規定は、減資に之を準用す。

## 第一〇節 会社の更生

### 第二八二条 (会社更生の申請人)

①株式又は社債を公開発行している会社が財務状況の悪化により営業を暫時停止又は停止する虞れあるときは裁判所は左の關係人の一の申請により会社の更生許可を裁定することを得。

#### 一 取締役会

二 繼續して六ヶ月以上発行済株式総数の一〇〇分の一〇

以上の株式を所有する株主

三 会社の発行済株式総数金額の一〇〇分の一〇以上に相当する会社債権者

②取締役会は、前項の申請をなすとき取締役の三分の二以上の出席で出席したる取締役の過半数の同意の決議により之を行うことを要す。

### 第二八三条 (更生申請の書式)

①会社更生の申請は、申請人が書状を以て副本三通と共に裁判所に対して行うことを要す。

②前項の書状は左の事項を明記することを要す。

一 申請人の氏名、住所又は居所及び申請資格

二 会社の名称、所在地及び責任者の氏名、住所

三 申請の原因及び事実

四 会社が営む事業及び業務の状況

五 会社の資産、負債、損益及び其の他の財務状況

六 会社更生についての意見

③取締役会が申請をなすとき、会社を代表する取締役が取締役会の議事録を添付して行うを要す。

④株主又は債権者が申請をなすとき、其の資格を明かにする書類を添付することを要し、第二項第四、第五各



号の事項は記載することを免ずることを得。

## 第二八四条 (裁定前の意見聴取)

- ① 裁判所が更生の申請を受理したるとき、申請書の副本を添付して中央主管機関、目的事業の中央主管機関及び証券管理機関に送付し其の意見を徴することを要す。
- ② 申請人が株主又は債権者のとき、裁判所は申請書の副本を添えて当該会社に通知することを要す。

## 第二八五条 (検査人の選任と調査)

- ① 裁判所は、前条第一項の意見を徴する外、会社業務について専門学識と経営経験を有し、且非利害関係人の中から検査人を選任し、左の事項を選任後三〇日以内に調査を終了して裁判所に報告せしむることを得。

- 一 会社の業務、財務状況及び資産評価
  - 二 会社の営業状況が合理的財務費用負担からみてなお経営を継続する価値ありや否や
  - 三 会社の責任者が業務執行に対し、怠慢、粗忽又は不当行為ありや否や及び其の負うべき責任
  - 四 申請事項に虚偽不実の状況ありや否や
- ② 検査人は、会社の業務又は財務に関係する一切の帳簿、書類及び財産に対し検査を行うことを得。会社の取

締役、監査役、支配人又は其の他の職員は検査人の業務、財務の質疑に関し回答する義務を有す。

- ③ 会社の取締役、監査役、支配人若しくは其の他の職員が前項の検査を拒絶し又は前項の質疑に正当な理由なくして回答せざるとき若しくは虚偽の陳述をしたる者は、各一年以下の有期懲役、拘禁又は二万元以下の罰金を科す又は併科す。

## 第二八六条 (名簿作成命令)

裁判所は更生の裁定を行う前に会社の責任者に命じ債権者及び株主を其の権利の性質により各別に七日以内に名簿を作成し、且住所又は居所及び債権又は株式総金額を注記して報告せしむることを得。

## 第二八七条 (裁定前の裁判所の処分)

- ① 裁判所は、会社更生の裁定を行う前、利害関係人の申請又は職権により左に掲げたる各号の処分を裁定することを得。

- 一 会社財産の保全処分
- 二 会社業務の制限
- 三 会社の債務の履行及び会社に対しての債権行使の制限
- 四 会社の破産、和議又は強制執行等手続きの中止

五 会社の記名株券譲渡の禁止

六 会社の責任者の会社に対する損害賠償責任の査定及び其の財産の保全処分

②前項の処分は、裁判所が更生を許可したる外は、其の期間は三ヶ月を越えることを得ず。必要あるとき裁判所は利害関係人の申請又は職権により期間の延長を裁定することを得。其の延長期間は、毎三ヶ月を越えることを得ず。但し、二回限りとす。

### 第二八八条 (更生申請の却下)

左の事由の一あるとき裁判所は、更生の申請を却下することを要す。

一 申請手続きが不備の者、但し、補正し得るものは期限を付して補正を命ずることを要す

二 会社が本法に依りて株式又は社債を公開発行せざりしもの

三 申請事項に不実あるもの

四 会社が破産宣告を受け既に確定したるもの

五 会社が破産法に依りなしたる和議決議が既に確定したる者

六 会社が既に解散したる者

七 会社の営業状況が合理的財務費用負担の基準に照らして経営価値無きもの

### 第二八九条 (更生監督人の選任)

裁判所が、更生の裁定をなすとき、会社の業務について専門学識及び経営経験のある者又は金融機関から更生監督人を選任することを要し、同時に左の事項を決定す。

一 債権及び株主権の申告期間及び場所、其の期間は裁定の日より起算して一〇日以上三〇日以下たることを要す

二 申告の債権及び株主権の審査期日及び場所、其の期日は前号の申告期間満了後一〇日以内とすることを要す

三 第一次関係者会議期日及び場所、其の期日は第一号申告期間満了後一五日以内たることを要す

### 第二九〇条 (更生人の選任と其の職権)

①会社の更生は、取締役を以て更生人とす。但し、裁判所が不適當と認めたるとき債権者又は株主の中から之を選任することを得。

②関係者会議に於て第三〇二条による議決権の分離行使の結果、二組以上が別に更生人を選任することを主張したるとき候補者名簿を提出し、裁判所に其の選任を申請することを得。

③更生人が複数人あるとき、更生事務の執行に關しては其の過半数の同意を以て之を行う。

④更生人の職務執行は、更生監督人の監督を受くることを要し、其の違法又は不当の事情のあるとき、更生監督人は、裁判所に対し其の職務を解除し、別に選任することを申請することを得。

⑤更生人が左の行為をなすときは事前に更生監督人の許可を得ることを要す。

一 營業行為以外の会社の財産の処分

二 会社業務又は経営方法の変更

三 借款

四 重要若くは長期の契約締結又は解除、其の範囲は更生監督人が之を定む

五 訴訟又は仲裁の進行

六 会社の権利の放棄又は譲渡

七 他人による取戻権、解除権又は相殺権行使事件の処理

八 会社の重要人事の任免

九 其の他裁判所が制限する行為

## 第二九一条 (更生裁定の公告、送達と帳簿の締切)

①裁判所は更生裁定後、直ちに左の事項を公告するこ

とを要す。

一 更生裁定の主文及び其の年月日

二 更生監督人の氏名又は名称、住所又は居所

三 第二八九条所定の期間、期日及び場所

四 会社債権者及び無記名株券所有の株主が権利の申告を怠りたるとき其の法律効果

②裁判所は、更生監督人、更生人、会社、既に知り得た会社債権者及び株主に対しても前項の裁定及び前項に挙げたる各事項を書面を以て之を送達することを要す。

③裁判所は会社に前項の裁定送達をなしたるとき、書記官を派遣し、会社の帳簿に締切の趣旨を明記し、署名、捺印することを要す。亦摘要事項を作成し、帳簿の状況を明記することを要す。

## 第二九二条 (更生開始の登記)

裁判所が更生裁定後、裁定書を添えて主管機関に通知し更生開始の登記をなすことを要す。

## 第二九三条 (更生裁定の効力)

①更生裁定が会社に送達されたる後、会社業務の経営及び財産の管理処分権は更生人に移り、更生監督人が引継ぎの監督をなし、同時に裁判所に申告す。会社の株主

總會、取締役及び監査役の職権を停止せしむるを要す。

②前項の引継ぎのとき、会社の取締役及び支配人は会社業務及び財務に関連する一切の帳簿、書類と会社は一切の財産を更生人に引渡すことを要す。

③会社の取締役、監査役、支配人又は其の他の職員は、更生監督人又は更生人がなした業務若くは財務状況の諮問に対し、回答する義務を有す。

④会社の取締役、監査役、支配人又は其の他の職員が左の行為の一あるとき、各一年以下の有期懲役、拘禁或は二万元以下の罰金を科す又は併科す。

一 引渡し拒絶

二 会社業務若くは財務状況に関する帳簿書類の隠匿又は毀損

三 会社財産の隠匿若くは毀損、破棄又は其の他債権者に不利な処分

四 いわれなく前項の諮問に対し回答せざること

五 捏造したる債務又は不真実の債務の承認

## 第二九四条 (訴訟手続きの終止)

更生の裁定後、会社の破産、和議、強制執行及び財産関係により生じたる訴訟等の手続きは当然停止す。

## 第二九五条 (裁定後の裁判所の処分)

裁判所が第二八七条第一項第一、第二、第五及び第六各号の原因による処分は、更生の裁定により其の効力を失わず。其の各号の処分を未だなさざる者は、更生の裁定後、なお利害関係人若くは更生監督人の申請又は職権により之を裁定することを得。

## 第二九六条 (更生債権の種類と制限)

①会社債権については、更生裁定前に成立したるものは更生債権、法に依り優先償還権を享有するものは優先更生債権、抵当権、質権又は留置権を担保とするものは担保付更生債権、該当担保なきものは無担保更生債権とし、各当該債権は更生手続きによるに非ざれば均しく其の権利を行使することを得ず。

②破産法の破産債権節の規定は、前項の債権に之を準用す。但し、其の中で、除権及び優先権に関する規定は此の限に在らず。

③取戻権、解除権又は相殺権の行使は更生人に対して之をなすことを要す。

## 第二九七条 (更生債権の申告及び其の効力)

①更生債権者は、其の権利を証明するに足る書類を提

出し、更生監督人に申告することを要す。申告をなしたるとき其の時効は中断す。申告を未だせざるるとき、更生手続きによる償還を受くることを得ず。

②会社の記名株主の権利は、株主名簿の記載に依拠す。無記名株主の権利は、前項規定の申告を準用することを要す。申告を未だせざる者は、更生手続きにより其の権利を行使することを得ず。

③前二項の申告を要す者は、自己の責に帰すこと能はざる申告を期限内に申告せざるるとき、其の事由の終止後一五日以内に補正申告することを得。但し、既に関係者会議に於て更生計画が可決されたるときは補正申告をすることを得ず。

### 第二九八条 (更生監督人の任務)

①更生監督人は、権利申告期間満了後、其の初期の審査の結果により、各別に優先更生債権者、担保を有する更生債権者、無担保更生債権者及び株主名簿を作成し、権利の性質、金額及び議決権数を明記し、第二八九条第一項第二号期日の三日前、裁判所に報告すると共に適當なる場所に備置き且其の備置開始時期及び場所を公告し、更生債権者、株主及び其の他利害関係人の査閲に供す。

②更生債権者の議決権は、其の債権の金額の比例を以てなし、株主の議決権は会社の定款の規定に依る。

### 第二九九条 (更生債権及び株主権の審査)

①裁判所が更生債権及び株主権の審査を行う期日に更生監督人、更生人及び会社の責任者は在席して質疑に応ずることを要す。更生監督人、株主及び其の他利害関係人は出席して意見を述ぶことを得。

②債権又は株主権に異議を有するとき裁判所により之を裁定す。

③債権又は株主権につき、事実上の争いのあるとき、争いの利害関係人は前項の裁定送達後二〇日以内に確認の訴えを提起することを要す。且裁判所に起訴の証明をなし起訴を経たる後、判決確定前に同じく前項裁定の内容及び数额により其の権利を行使す。但し、更生計画により全額償還を受けたるとき供託することを要す。

④更生債権又は株主権は、裁判所の審査終結宣告前までに異議申立なき者は確定と看做す。会社及び全株主、債権者に対して確定判決と同一の効力を有す。

### 第三〇〇条 (関係者会議)

①更生債権者及び株主は、会社更生の関係者として関

係者会議に出席す。出席能はざるとき、他人に委託し代理出席することを得。

② 関係者会議は、更生監督人を主席とし且第一次以外の関係者会議を招集す。

③ 更生監督人は、前項の規定に依り会議を招集するとき五日前に会議事由を明かにし、通知及び公告を以て之をなす。一回の集会で終了能はざるとき、更生監督人が其の場で会の継続又は延期して挙行することを宣告し、其の通知及び公告を免ずることを得。

④ 関係者会議開会の時、更生人及び会社の責任者は、列席して質疑に応答することを要す。

⑤ 会社の責任者が、正当な事由なく前項の質疑に回答をせず又は虚偽の回答をなしたる者は各一年以下の有期懲役若しくは拘禁又は二万元以下の罰金を科し、又は併科す。

### 第三〇一条 (関係者会議の任務)

関係者会議の任務は左の如し。

一 会社業務と財務状況に関する報告及び会社更生に対する意見の聴取

二 更生計画の審議及び表決

三 其の他更生に関する事項の決議

### 第三〇二条 (関係者会議の決議)

① 関係者会議は、第二九八条第一項の規定の権利者が其の権利に応じて別々に其の議決権を行使し、其の議決は各組の議決権総数の二分の一以上の同意で之を行う。但し、更生計画の可決は各組の議決権総数の三分の二以上の同意で之を行うことを要す。

② 会社に資本余剰価値無きとき、株主の組は議決権を行使することを得ず。

### 第三〇三条 (更生計画の擬定)

① 更生人は、更生計画を草擬し会社の業務及び財務報告書と共に第一次関係者会議に提出し審査を受けることを要す。

② 更生人が第二九〇条の規定に従い別に選任せられたるとき更生計画は新任更生人より一ヶ月以内に之を提出することを要す。

### 第三〇四条 (更生計画の内容)

① 会社の更生に左の事情あるときは之を更生計画に明記することを要す。

一 更生債権者若しくは株主の権利の全部又は一部の変更

- 二 営業の全部又は一部の変更
- 三 財産の処分
- 四 債務の弁済方法及び其の資金の財源
- 五 会社の資産評価の基準及び方法
- 六 会社の再編成及び定款の変更
- 七 従業員の調整又は削減
- 八 新株又は社債の発行
- 九 其の他必要事項

②前項の更生計画は、執行期限を明記することを要す。但し、一年を超過することを得ず。

### 第三〇五条 (更生計画の執行及び其の効力)

①更生計画が関係者会議を経て可決されたる時、更生人は裁判所の裁定認可後之を執行し且中央主管機関に対し報告することを要す。

②前項の裁判所が認可したる更生計画は、会社及び関係者に対し等しく拘束力を有し、其の所載の給付義務が強制執行の標的に適したるときは直接強制執行に付すことを得。

### 第三〇六条 (更生計画の変更と終了)

①更生計画が議決権を有する関係者会議の各組の可決

を得ること能はざるとき、更生監督人は、直ちに裁判所に報告し、裁判所は公正合理の原則により方針変更を指示し、関係者会議に対し一ヶ月以内に再度審議をすることを命ずることを得。

②前項の更生計画は、変更の指示を経て再度審議するも、なお関係者会議で可決を獲得すること能はざるとき、更生終止の裁定を要す。但し、会社が、確実に更生の価値を有するとき、裁判所は其の不同意の組につき左の一の方法を以て更生計画の修正を裁定し以て之を認可す。

一 担保を有する更生債権者の担保財産は債権移転に伴い更生後の会社に移転し、其の権利は存続し変更することなし

二 担保を有する更生債権者は、担保する財産に対し、無担保更生債権者は其の弁済に充当可能な財産に対し、株主は配分に充当可能な余剰財産に対し、各別に公正な取引価格により各々其の得べき額に応じて処分、弁済若くは配分を受領し又は供託をす

三 其の他会社の業務を維持するに有利な債権者の権利を保障する公正合理的方法

③前条第一項若くは前項の更生計画は、事情変遷若く

は正当な理由により能はざるとき又は執行する必要のないとき、裁判所は更生監督人、更生人又は関係者の申請により裁判によって関係者会議で重ねて審議することを命ずることを得。其の明らかに更生の可能性がないもの又は必要がないものについては更生終止の裁定をすることを得。

④前項の再度の審議で可決されたる更生計画についても裁判所に報告し、其の認可の裁定を得ることを要す。

### 第三〇七条 (意見の聴取及び更生終止後の処置)

①裁判所が前二条の処理をなすとき、中央主管機関、目的事業中央主管機関及び証券管理機関の意見を聴取することを要す。

②裁判所が更生終止を裁決したるとき、裁定書を添えて主管機関に通知し、更生終止の登記をすることを要す。其の破産要件の規定に合致するとき裁判所は、職権で其の破産を宣告することを得。

### 第三〇八条 (更生終止の効力)

裁判所の更生終止の裁定は、職権により会社破産の宣告を行いたるものが破産法の規定に依る外、左の効力を有す。

一 第二八七条、第二九四条、第二九五条又は第二九六条に依りて行いたる処分又はそれによりて発生したる効力はすべて失効す

二 権利の申告を怠りたることにより其の権利の行使が能はざるものは、其の権利を回復す

三 更生裁定により停止されたる株主総会、取締役及び監査役の職権は直ちに回復す

### 第三〇九条 (更生中の変則的処理)

会社更生中、本法の左の各条の規定が事実と確かに相違するとき、更生人の裁判所への申請を経て別に適宜な処理を裁定することを得。

一 第二七七条定款変更の規定

二 第二七八条増資の規定

三 第二七九条及び第二八一条減資通知の公告期間及び制限の規定

四 第二六八条乃至第二七〇条及び第二七六条新株発行の規定

五 第二四八条乃至第二五〇条社債発行の規定

六 第一二八条、第一三三条、第一四八条乃至第一五〇条及び第一五五条会社設立の規定



### 第三一〇条 (更生の完成)

① 会社の更生人は、更生計画に定められた期限内に更生作業を完成させることを要し、更生後の株主総会を召集することを要す。

② 更生後の会社の取締役、監査役は就任後、直ちに主管機関に登録又は変更登記を申請することを要し且更生人と合同で裁判所に更生完成の裁定を申請するを要す。

### 第三一一条 (更生完成の効力)

① 会社更生完成後は、左の効力を有す。

一 申告済の債権の未だ弁済を受けざる部分、更生計画によりて処理され更生後の会社に移転継承されたるものを除く外、其の請求権は消滅す。未申告の債権も亦同じ

二 株主の株主権が更生を経て変更又は滅滅したる部分の権利は消滅す。未申告の無記名株券の権利も亦同じ

三 更生裁定前、会社の破産、和議、強制執行及び財産関係により生じたる訴訟等の手続きは直ちに其の効力を失う

② 会社の債権者が会社債務の保証人及び其の他の共同債務者に対しての権利は会社の更生によりて影響を受けず。

### 第三一二条 (更生債務の種類)

① 左の各号は之を会社の更生債務とす。更生債権に優先して弁済を受く。

一 会社業務の継続運営を維持するため発生したる債務

二 更生手続きの過程で発生したる費用

② 前項の優先受償権の効力は更生終止裁定によりて影響を受けることなし。

### 第三一三条 (更生人等の報酬と責任)

① 検査人、更生監督人又は更生人は、善良なる管理者の注意を以て其の職務を執行し、其の報酬は裁判所が其の職務の繁簡により之を定める。

② 検査人、更生監督人又は更生人が法令に違反して職務執行したるため会社が損害を受けたるとき、会社に対し賠償責任を負うことを要す。

③ 検査人、更生監督人又は更生人は職務上の行為に於て虚偽の陳述をしたとき、各一年以下の有期懲役、拘禁又は二万元以下の罰金を科す又は併科す。職務上の文書に不実の記載をなしたる者は、刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

### 第三一四条 (民事訴訟法規定の準用)

本節の管轄及び申請、通知、送達、公告、裁定又は抗告等に関して履行すべき手続きは民事訴訟法の規定を準用す。

### 第一節 解散及び合併

#### 第三一五条 (解散の法定原因)

①株式会社は、左の事由の一あるときは解散することを要す。

- 一 定款に定めたる解散事由
  - 二 会社の営む事業の成就又は成就不能
  - 三 株主総会が解散の決議をなしたるとき
  - 四 記名株券の株主が七人未満となりたるとき
  - 五 他の会社との合併
  - 六 破産
  - 七 解散命令又は裁判
- ②前項第一号は、株主総会で定款変更の議を経たる後経営を継続することを得。第四号は、記名株主を増加して経営を継続することを得。

#### 第三一六条 (解散又は合併の決議及び通告)

①株主総会が会社の解散又は合併の決議をなすには発

行済株式総数の四分の三以上の株主が出席し、出席したる株主の過半数の決議権の同意で之を行う。

②株券を公開発行したる会社は、出席株主の株式総数が前項に定められたる額に不足するとき、発行済株式総数の過半数の株主の出席で出席したる株主の四分の三以上の議決権の同意で之を行う。

③前二項の出席株主の株式総数及び議決権は定款に之より高い規定があるときは其の規定に従う。

④会社が解散するとき、破産を除く外、取締役会は直ちに解散の要旨を各株主に通知することを要す。其の無記名株券を発行したる会社は公告することを要す。

#### 第三一七条 (合併の手續き及び株式買取請求権)

①会社と他の会社が合併するとき、取締役会は、合併に関する事項につき合併契約を作成して株主総会に提出し、株主が開会前若しくは開会中に書面を以て異議を表示し又は口頭を以て異議を表示し、其の記録のあるとき、議決権を放棄し、会社に当時の公平な価格に基づき其の所有する株式を買取することを請求することを得。

②第一八七条及び第一八八条の規定は前項に之を準用す。

### 第三一七条之一 (合併契約の内容)

①前条第一項に示したる合併契約は、書面を以て之をなし左の事項を記載することを要す。

一 合併会社の名称、合併後存続する会社の名称又は新設会社の名称

二 合併により存続する会社又は新設会社の発行する株式総数、種類及び数量

三 合併により存続する会社又は新設会社が消滅する会社の株主に分配発行する新株の総数、種類及び数量並びに分配発行の方法及び其の他の関連事項

四 合併後消滅する会社は、其の株主に分配発行する株式が一株に満たざるとき現金を支払うものはそれに関する規定

五 存続会社の変更を必要とする定款又は新設会社が第一二九条に依り作成すべき定款

②前項の合併契約書は、合併承認決議をなす株主総会の招集通知を発送するとき併せて株主に送付するを要す。

### 第三一八条 (合併後の手続き)

①会社は合併後、存続する会社の取締役会又は新設会社の発起人は債権者催告の手続きを完了したる後、其の

合併により株式の合併があるとき株式の合併効力が生じたる後合併に適さざるとき、当該株式の処分をなしたる後、分けて左の手続きに従い之を行うことを要す。

一 存続会社は、合併後直ちに合併後の株主総会を招集し、合併事項の報告をなし、其の定款変更が必要なものは定款の変更をなすことを要す

二 新設会社は、直ちに創立総会を招集し、定款を確定することを要す

②前項の定款は、合併契約の規定に違反することを得ず。

### 第三一九条 (合名会社合併規定の準用)

第七三条乃至第七五条の規定は、株式会社の合併に之を準用す。

### 第三二〇条 (削除)

### 第三二一条 (削除)

### 第二二節 清算

#### 第一目 普通清算

### 第三二二条 (清算人の選出)

①会社の清算は、取締役を以て清算人となす。但し、

本法若くは定款に別の規定を有し又は株主総会で清算人を別に選ぶとき此の限に在らず。

②前項の規定に依り清算人を定めること能はざるとき、裁判所は利害関係人の申請により清算人を選任することを得。

### 第三二三条 (清算人の解任)

①清算人は裁判所が選任したる者を除く外、株主総会に於て解任決議をなすことを得。

②裁判所は監査役又は継続して一年以上発行済株式総数一〇〇分の三以上を所持する株主の申請により清算人を解任することを得。

### 第三二四条 (清算人の権利義務)

清算人は清算事務を執行する範囲内に於て本節に規定あるものを除く外、取締役と同一の権利義務を有す。

### 第三二五条 (清算人の報酬)

①清算人の報酬は、裁判所の選任したるに非ざるものについては株主総会に於て之を決定し、裁判所の選任したる者については裁判所が之を決定す。

②清算費用及び清算人の報酬は、会社の現存財産中より優先して之を支払う。

### 第三二六条 (清算人の財務諸表作成)

①清算人は就任後、直ちに会社財産の状況を検査し、貸借対照表及び財産目録を作成し、監査役の審査を経て株主総会に提出し、其の承認を求めたる後、直ちに裁判所に報告することを要す。

②前項の帳簿は、監査役に審査のため株主総会開会一〇日前に之を送付することを要す。

③清算人の検査行為を妨害せる者は、各二万元以下の罰金を科す。清算人が帳簿を作成するときに不実の記載をなしたる者は、刑法又は特別刑法の関係規定に依り処罰される。

### 第三二七条 (債権申告の催告)

清算人は就任後直ちに三回以上の公告を以て債権者に対し三ヶ月以内に其の債権を申告することを催告し、其の期間に申告をせざる者は、清算の中に入れざる旨声明す。但し、清算人が明らかに知りたるものは此の限に在らず。其の清算人が明らかに知りたる債権者に対しては個別に通知することを要す。

### 第三二八条 (債務清算の制限)

①清算人は、前条に規定する申告期限内に債権者に対

して弁済することを得ず。但し、担保を有する債権で裁判所の許可を経たる時は此の限に在らず。

②会社は前項の未弁済債権に対しても同じく給付遅延の損害賠償責任を負う。

③会社の資産が明かに其の負債の弁済に足りるとき、前項の損害賠償責任に任じるに至る債権に対しては裁判所の許可を経たる後、先に償還することを得。

### 第三二九条 (清算に組み込まれざる債権の弁済)

清算に組み込まれざる債権者は、会社の未分配の残余財産に対し償還請求権を有す。但し、残余財産が既に第三三〇条に依り分配されたる時、且其の中の全部又は一部が既に受領されたる時は此の限に在らず。

### 第三三〇条 (残余財産の分配)

債務を完済したる後残余財産あるとき、各株主の株式に比例して分配す。但し、会社が特別株を発行し、且定款に別段の定めのあるときは其の定めに従う。

### 第三三一条 (清算の完結)

①清算が終わりたる時は、清算人は一五日以内に清算期間中における収支計算書、損益計算書を作成し、各種の帳簿と共に監査役に送り其の審査を経て株主總會に

提出し其の承認を得ることを要す。

②株主總會は、別に検査人を選任して前項の帳簿の当否を検査することを得。

③株主總會が書類及び帳簿を承認したるときは、会社は之により清算人の責任を解除したるものと看做す。但し、清算人に不法行為のあるときは此の限に在らず。

④第一項の清算期限内の収支計算書及び損益計算書は株主總會で承認後一五日以内に裁判所に申告することを要す。

⑤清算人が前項の申告期限の規定に違反したるとき、各一千元以上五千元以下の罰金を科す。

⑥第二項の検査に対し妨害行為あるときは、各二万元以下の罰金を科す。

### 第三三二条 (帳簿類の保存)

会社は清算が完結し裁判所に申告をなしたる日より起算し、各種の帳簿及び書類を一〇年間保存することを要す。其の保存者は、清算人及び其の利害関係人の申請により裁判所が之を定む。

### 第三三三条 (財産の重ねての分配)

清算完結後、なお分配し得べき財産のあるときは、裁

判所は利害関係人の申請により清算人を選任して更に分配することを得。

### 第三三四条 (合名会社の清算規定の準用)

第八三条乃至第八六条、第八七条第三項、第四項、第八九条及び第九〇条の規定は、株式会社の清算に之を準用す。

## 第二目 特別清算

### 第三三五条 (特別清算の要件)

①清算実行に顕著な障害の発生したるとき、裁判所は債権者若くは清算人若くは株主の申請又は職権により会社に特別清算の開始を命令することを得。会社の負債が資産を超過し不実の嫌疑のあるとき亦同じ。但し、其の申請は、清算人に限る。

②第二九四条の破産、和議及び強制執行手続きの当然停止の規定は特別清算に之を準用す。

### 第三三六条 (保全処分期限の繰上げ)

裁判所は前条申請人の申請又は職権により特別清算の開始を命令する前に第三三九条の処分をなすことを繰上げることを得。

### 第三三七条 (清算人の解任と増補)

①重要な事由のあるとき、裁判所は清算人を解任することを得。

②清算人が欠員又は人数を増加する必要があるとき裁判所は之を選任す。

### 第三三八条 (裁判所の監督)

裁判所はいつにても清算人に清算事務及び財産状況の報告を命令し且其の他清算監督上必要なる調査をなすことを得。

### 第三三九条 (監督上の保全処分)

裁判所は、清算監督上必要があると認めたるときは、第三五四条第一項第一号、第二号又は第六号の処分をなすことを得。

### 第三四〇条 (債務の弁済)

会社は、其の債務の弁済について其の債権額に比例して之をなすことを要す。但し、法に依り優先して受償権又は別除権を行使し得る債権は此の限に在らず。

### 第三四一条 (債権者会議の招集)

①清算人は、清算中必要があると認めたる時は債権者会議を招集することを得。

② 会社の明らかに知り得る債権総額の一〇〇分の一〇以上を占める債権者は、書面を以て事由を明記し、清算人に債権者会議招集を請求することを得。

③ 第一七三条第二項は前項に之を準用す。

④ 前条但書に規定ある債権は、第二項の債権総額に之を算入せず。

### 第三四二条 (優先或は別除債権者の列席)

債権者会議の招集人は、前条第四項債権の債権者に対し、債権者会議に列席し其の意見を求むることを得。但し、議決権を有さず。

### 第三四三条 (関係法規の準用)

第一七二条第二項、第三項、第六項、第一七六条、第一八三条、第二九八条第二項及び破産法第一二三条の規定は、特別清算に之を準用す。

### 第三四四条 (清算人の職務)

清算人は、会社の業務及び財産状況の調査書、貸借対照表、財産目録を作成して債権者会議に提出し、且清算実行の方針と予定事項について其の意見を陳述す。

### 第三四五条 (監理人の任免)

① 債権者会議は、議決を経て監理人を選任し、又いつ

にても之を解任することを得。

② 前項の決議は、裁判所の認可を得ることを要す。

### 第三四六条 (清算人の職務執行の制限)

① 清算人が左の各号の行為の一をなすときは、監理人の同意を得ることを要し、不同意のとき、債権者会議で之を決議することを要す。但し、其の標的が資産総値の一〇〇〇分の一以下のときは此の限に在らず。

一 会社財産の処分

二 借款

三 訴の提起

四 和解の成立又は仲裁契約

五 権利の放棄

② 債権者会議により決議すべき事項が緊急のとき、清算人は裁判所の許可を経て前項に規定の行為をなすことを得。

③ 清算人が前二項の規定に違反したるとき、会社と連帯して善意の第三者に対し其の責任を負うことを要す。

④ 第八四条第二項但書の規定は、特別清算に於て之を適用せず。

### 第三四七条 (協定の提案)

清算人は、監理人の意見を徴し債権者会議に対して協定の提案をなすことを得。

### 第三四八条 (協定の条件)

協定の条件は、各債権者間に於ては平等たることを要す。但し、第三四〇条但書規定の債権は此の限に在らず。

### 第三四九条 (特定債権者の協定参加)

清算人が協定を作成する必要ありと認めたるとき第三

四〇条但書規定の債権者の参加を請求することを得。

### 第三五〇条 (協定の可決)

①協定の可決は、議決権を行使し得る債権者の過半数の出席で、議決権を行使し得る債権総額の四分の三以上の同意を以て之を行うことを要す。

②前項の決議は、裁判所の許可を得ることを要す。

③破産法第一三六条の規定は、第一項の協定に之を準用す。

### 第三五一条 (協定条件の変更)

協定の実行上必要のあるとき、其の条件を変更することを得。其の変更は前四条の規定を準用す。

### 第三五二条 (会社業務及び財産の検査)

①会社財産の状況により必要のあるとき裁判所は、清

算人若くは監理人若くは継続して六ヶ月以上発行済株式総数の一〇〇分の三以上の株式を所持する株主若くはかつて特別清算の申請をなしたる債権者若くは会社の明かに知られている債権総額の一〇〇分の一〇以上を占むる債権者の申請又は職権により会社の業務及び財産の検査を命令することを得。

②第二八五条の規定は、前項に之を準用す。

### 第三五三条 (検査人の報告)

検査人は、左の検査結果の事項を裁判所に報告することを要す。

一 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人は第三四  
条、第一四八条、第一五五条、第一九三条及び第二二四  
条の規定に依り責を負うべきか否かの事実

二 会社財産の保全処分の必要の有無

三 会社の損害賠償請求権の行使の為に発起人、取締役、  
監査役、支配人又は清算人の財産に対し、保全処分をな  
す必要の有無

### 第三五四条 (裁判所の必要処分)

裁判所は、前条の報告により必要と認めたる時、左  
の処分をなすことを得。



一 会社財産の保全処分

二 記名株式譲渡の禁止

三 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の責任解除の禁止

四 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の責任解除の取消。但し、特別清算開始から一年を越える前に既に解除され、且不法目的のために非ざるときは此の限に在らず

五 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の責任から生ずる損害賠償請求権の査定

六 前号の損害賠償請求権により発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人に対してなす財産の保全処分

第三五五条 (破産の宣告)

裁判所は、特別清算開始を命令したる後協定が不可能のとき、職権により破産法の規定に依り破産の宣告をすることを要す。協定が実行の上で不可能のとき亦同じ。

第三五六条 (普通清算の準用規定)

特別清算事項は、本目に規定無きとき、普通清算の規定を準用す。

第三五七条乃至第三六九条 (削除)

## 第六章 削除

第七〇条 (外国会社の名称)

外国会社の名称は、中国語に訳すを要す。其の種類を表示する外、其の国籍をも表示することを要す。

三七一条 (外国会社の認許)

① 外国会社は其の本国に於て設立登記営業をなすに非ざれば、認許を申請することを得ず。

② 認許を経て認許証及び支店の許可証を下付されたるに非ざれば中国領域内で営業をすることを得ず。

三七二条 (外国会社の営業資金と会社の責任者)

① 外国会社は、専ら中国領域内での営業の為の資金を有するを要し、且主管機関による其の営む事業の最低資本額規定の制限を受けることを要す。

② 外国会社は、中国領域内に於て訴訟及び非訴訟の代理人を指定し且それを中国領域内に於ける会社の責任者とすることを要す。

### 第三七三条 (認許の消極要件)

- ① 外国会社に左の事情の一あるときは之を認許せず。
  - 一 其の目的若くは業務が中華民國の法律、公共の秩序又は善良の風俗に違反するとき
  - 二 其の支店を置く地区が外国人の居住を制限するとき又は其の業務が外国人の経営を制限するとき
  - 三 第四三五条各号の事項に虚偽の事情あるとき
- ② 外国会社は、其の所属する本国に於て中国の会社を認許せざるときは之を認許せざることを得。

### 第三七四条 (定款と無限責任社員名簿の備置)

- ① 外国会社が認許されたる後、定款を中国領域内の指定したる訴訟及び非訴訟代理人の所又は其の支店に備置き、無限責任社員あるときは其の名簿を併せて備置くことを要す。
- ② 会社の責任者が前項の規定に違反し、定款又は無限責任社員名簿を備置かざるときは各一千元以上五千元以下の罰金を科す。其の備置いた定款又は無限責任社員名簿に不実の記載をしたるときは刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

### 第三七五条 (外国会社の権利義務)

外国会社が認許せられたる後は、法律上の権利義務及び主管機関の管轄は法律に別段の定めある場合を除く外、中国の会社と同じ。

### 第三七六条 (外国会社の不動産購入の条件)

外国会社が認許されたる後、法に依り其の業務に必要な土地を買受ることを得。但し、予め地方主管機関を経て中央主管機関に申請許可を受くることを要し、且其の本国の法律に依り中国の会社が同様の権利を享受し得ることを条件となすことを要す。

### 第三七七条 (総則規定の準用)

第九条、第一〇条、第一二条乃至第二五条は外国会社に之を準用す。

### 第三七八条 (認許の撤回)

外国会社が認許されたる後、中国領域内に於て営業を継続する意思を失いたるときは、其の認許証を返還し、主管機関に認許の撤回を申請することを要す。但し、撤回申請前に負担したる責任又は債務は免除することを得

ず。

### 第三七九条 (認許の取消)

① 外国会社は左の事情の一あるとき主管機関は其の認許を取消ことを得。

一 認許申請時、届出た事項又は提出したる書類に虚偽のあることが判明したとき

二 会社が既に解散したるとき

三 会社が既に破産宣告を受けたるとき

② 前項の認許の取消は、債権者の権利、会社の義務に影響を及ぼすことを得ず。

### 第三八〇条 (外国会社の清算)

① 認許撤回又は取消の外国会社は、其の中国領域内に於ける営業又は支店の債権債務について清算を完了することを要す。すべての清算未了の債務は依然当該外国会社によりて清算弁済さる。

② 前項の清算は、外国会社の中国領域内の責任者又は支店の支配人を清算人とし、且外国会社の性質により本法の関連各種の会社の清算手続きを準用す。

### 第三八一条 (清算中の財産処分の制限)

外国会社の中国領域内にある財産は、清算中、中国領

域外に移出することを得ず。清算人の清算事務執行を除き処分することを得ず。

### 第三八二条 (清算規定に背いた責任)

外国会社の中国領域内の責任者又は支店の支配人が前二条の規定に違反したるとき、外国会社が中国領域内の営業又は支店で生じたる債務に対し外国会社と連帯責任を負う。

### 第三八三条 (株式、社債の募集の制限)

外国会社の本国の法律が中国会社の其の国内での株式及び社債の募集を許可せざるものは、当該外国会社は、中国領域内で株式、社債の募集をなすことを得ず。但し、其の株主又は個人が法令の規定に依り株券又は社債券を売買するときは此の限に在らず。

### 第三八四条 (主管機関の監督)

外国会社が認許後、主管機関が必要ありと認めたとときは、其の営業に関する帳簿書類を査閲することを得。

### 第三八五条 (代理人の更迭或は出国)

第三七二条第二項に規定する代理人が更迭又は出国する前、外国会社は予め別に代理人を定め其の氏名、国籍、住所又は居所を主管機関に登録の申請をなすことを要す。

### 第三八六条 (認許を受けざる者の営業の登録)

① 外国会社が中国領域内に於て支店を設立して営業する意思を有さず認許を申請せずに其の代表者を中国領域内に派遣して業務上の法律行為をなさしめるとき、左の各号の事項を明らかにして中央主管機関に報告するを要す。

一 会社の名称、種類、国籍及び所在地

二 会社の資本総額及び本国に於ける設立登記の年月日

三 会社の営む事業及び其の代表者の中国領域内に於て行う業務上の法律行為

四 中国領域内に於て指定したる訴訟及び非訴訟代理人の氏名、国籍、住所又は居所

② 前項の代表者が中国領域内に常駐する者であるときは代表者事務所を設置し事務所所在地を明かにし前項の規定に依りて処理することを要す。

③ 前二項の報告文書は、其の本国の主管機関若しくは其の代表者の業務上の法律行為の行為地又は其の代表者の事務所所在地の領事館又は指定機構の認証を経ることを要す。

④ 外国会社が指名代表者の報告申請を経ざる限り中国

領域内に於て代表者事務所を設立することを得ず。

## 第八章 会社の登記及び認許

### 第一節 申請

#### 第三八七条 (登記或は認許の申請)

① 会社の登記又は認許は、責任者が申請書を作成し本章に定められたる具備すべき書類二部と共に中央主管機関又は地方主管機関を経て中央主管機関に提出し、審査を求むることを要す。代理人により申請するときは、代理委任状を添付することを要す。

② 前項の代理人は、会計士・弁護士に限る。

#### 第三八八条 (登記申請の改正)

主管機関は、会社の登記申請が法令に違反し又は法定の様式手続きに合わざるものと認めたるるとき之に訂正を命令し補正されたる後に非ざれば其の登記をせず。

#### 第三八九条 (登記の確定)

会社の設立登記、支店設置の登記、外国会社の認許及び其の支店設置の登記は中央主管機関が許可証を発行し

たる後、増資減資の登記は中央主管機関が許可証を引換  
発行した後始めて確定す。

### 第三九〇条 (登記申請書類転送の期限)

地方主管機関は、会社の設立、変更、解散、支店の設  
立登記及び外国会社の認許、認許の撤回、変更、支店の  
設立登記に付いては、書類を受領後一〇日以内に中央主  
管機関に送付して審理処理を求め其の他の登記事項につ  
いては毎月一回一括して中央主管機関に報告することを  
要す。

### 第三九一条 (登記の更正)

会社の登記について申請人は、登記後其の登記事項に  
錯誤又は遺漏があることを確知したるときは其の更正を  
申請することを得。

### 第三九二条 (登記証明書)

請求の登記事項に変更なき旨又は其の他登記したる事  
項なき旨の証明について中央主管機関若しくは地方主管機  
関は適宜状況を酌量して証明書を下付することを得。

### 第三九三条 (査閲或は抄録の請求)

登記簿又は登記に関する書類は会社責任者又は利害関  
係人が理由を申し述べて其の査閲又は抄録を請求するこ

とを得。但し、主管機関が必要ありと認めたるときは、  
査閲又は抄録を拒絶し又は其の範囲を制限することを得。

### 第三九四条 (登記の公布)

① 主管機関は、登記の許可証を発行し又は新許可証と  
引換発行したときは政府公報に記載して之を公布するこ  
とを要す。

② 前項の規定は、外国会社の認許に之を準用す。

### 第三九五条 (許可証番号の標明)

会社の外部に対する書類には其の登記許可証の番号を  
記載することを要す。

### 第三九六条 (解散登記と公告)

① 会社の解散は、破産を除き、命令による解散又は裁  
定による解散は処分又は裁定後一五日以内に、其の他の  
事情による解散は開始後一五日以内に主管機関に解散登  
記の申請をし、審査許可を経たる後、本店の所在地に於  
て之を公告することを要す。

② 会社の責任者が前項の申請登記期限の規定に違反し  
たるとき各一千元以上五千元以下の罰金を科す。

### 第三九七条 (登記申請の取消)

① 会社の解散を主管機関に対し解散登記の申請をなき

ざるとき、主管機関は、職権又は利害関係人の申請により登記を取消すことを得。

② 主管機関は、前項の取消に対し命令による解散又は裁定による解散を除き、三〇日の期間を定め、会社の責任者に異議申立の催告をなし、期限を過ぎたるも申立をなさず又は申立の理由が不十分なるときは直ちに其の登記を抹消することを要す。

### 第三九八条 (合併の登記)

① 会社が合併をするとき、実行後一五日以内に主管機関に対し各々左の各号に依り登記申請をすることを要す。

- 一 合併によりて存続する会社の変更の登記
- 二 合併によりて消滅する会社の解散登記
- 三 合併によりて別立の会社の設立の登記

② 会社は、前項の登記申請をするとき、状況により各々貸借対照表を作成提出するを要す。

③ 会社の責任者が第一項の登記申請の期限の規定に違反したるときは各一千元以上五千元以下の罰金を科す。

### 第三九九条 (支店の設立登記)

① 会社が支店を設立するときは、其の設立後一五日以内に左の事項を主管機関に登記申請することを要す。

一 支店の名称

二 支店の所在地

三 支店支配人の氏名、本籍、住所又は居所

四 本店の登記許可証の記載事項及び許可証の番号

② 会社の社員の代表又は会社を代表する取締役が前項の登記申請期限の規定に違反したるとき一千元以上五千元以下の罰金を科す。

③ 会社が国外に支店を設立するときは、支店所在地の政府の審査許可後、主管機関に報告し、取消したときも亦同じ。

### 第四〇〇条 (支店の移転又は登記の抹消)

① 支店の移転、抹消は、移転又は抹消後一五日以内に主管機関に登記の申請をすることを要す。

② 会社の社員の代表又は会社を代表する取締役が前項の登記申請の期限の規定に違反したるとき一千元以上五千元以下の罰金を科す。

### 第四〇一条 (支店登記の申請人)

支店の設立変更又は抹消の登記は合名会社、合資会社にありては会社を代表する社員、有限会社、株式会社にありては会社を代表する取締役によりて申請することを要す。

要す。

#### 第四〇二条 (支配人の登記)

①会社支配人の委任、解任、配置転換は、其の就任又は離職後一五日以内に左の事項を主管機関に登記申請することを要す。

一 支配人の氏名、職称、住所又は居所

二 支配人が社員、株主又は取締役であるか否か

三 支配人の就任又は離職の年月日

②会社を代表する社員又は取締役が前項の登記申請期限の規定に違反したるとき一千元以上五千元以下の罰金を科す。

#### 第四〇二条之一 (休業の登記)

①会社が一ヶ月以上休業するときは、休業の日より起算して一五日以内に主管機関に対し休業の登記申請をなすことを要す。

②前項の休業期間の申請は最長一年を越えることを得ず。休業期限満了後、一五日以内に復業を申告することを要す。

#### 第四〇三条 (会社の登記変更)

①会社及び外国会社の登記事項に変更のあるときは、

変更後一五日以内に主管機関に変更の登記を申請することを要す。

②会社を代表する社員若くは取締役又は外国会社の責任者が前項の登記変更申請の期限に違反したるときは一千元以上五千元以下の罰金を科す。

#### 第四〇四条 (合名会社登記の申請人)

①合名会社の設立、解散及び合併による変更の登記は、社員全体の申請により之をなし、その他各事項の登記は会社を代表する社員が申請を行う。

②合名会社が組織を変更して合資会社として登記申請をするとき、第四一〇条但書の規定を準用す。

#### 第四〇五条 (合名会社の設立登記期限)

①合名会社は、定款確定後一五日以内に第四一条に規定されたる各号の事項を主管機関に設立登記の申請をなすことを要す。

②会社の責任者が前項の登記申請期限の規定に違反したるときは、一千元以上五千元以下の罰金を科す。登記申請の時に不実の記載をなした者は、刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

#### 第四〇六条 (合名会社の設立登記の手続き)

①合名会社が設立登記を申請するとき会社の定款を添付することを要す。

②社員に未成年者がいるときは、法定代理人の同意証明書を添付することを要す。

③合併により設立登記の申請をするときは、第七三条第二項の規定の通知及び公告又は既に第七四條規定の弁済又は担保を提供したる証明文書を添付することを要す。

#### 第四〇七条 (合名会社の解散登記の手續き)

合名会社が解散により登記申請を行うとき、解散事由を明かにすることを要し、相続人の申請にかかわるとき其の戸籍証明公文書を提出することを要し、合併により解散したるときは前条第三項の規定を準用す。

#### 第四〇八条 (合名会社の登記変更の手續き)

合名会社が登記変更の申請をなすとき、其の変更事項を明かにすることを要し、其の定款改正による登記の申請は、更に改正定款及び其の改正条文の対照表を添付することを要し、其の組織変更により合資会社として登記申請するときは社員全員の同意書を添付することを要し、其の合併により変更登記を申請するときは第四〇六條第三項の規定を準用す。

#### 第四〇九条 (社員の同意書)

合名会社の登記事項が社員の同意を得ることを要するとき、其の同意証明書を添付することを要す。

#### 第四一〇条 (合資会社登記の準用条文)

第四〇四條乃至第四〇九條の規定は、合資会社に之を準用す。但し、合名会社にありては社員全体による申請を要し、合資会社にありては無限責任社員全体の申請によることを要す。

#### 第四一一条 (有限会社の登記申請人)

①有限会社の設立、解散、増資及び合併による変更の登記は全取締役が之を申請し、其の他の事項は代表取締役が之を申請す。

②有限会社が組織を変更して株式会社となりたるとき、其の変更の登記は、組織を変更したる後の半数以上の取締役及び監査役の一人以上の申請による。

#### 第四一二条 (有限会社の設立登記の手續き)

①有限会社は、定款確定後、一五日以内に左の事項を主管機関に設立の登記を申請することを要す。

一 第一〇一条の各号の事項

二 出資金の全額払込済を証する書面



三 金銭以外の財産を以て出資の払込にあてたる者の氏名及び其の財産の種類、数量、価格又は評価の基準

② 主管機関は、前項の申請がありたる時検査員を選任して検査をすることを要し且会社に対し期限を限り申復することを通知することを得。

③ 会社を代表する取締役が期限内に前項の申復をなさざるときは一千元以上五千元以下の罰金を科す。其の検査を妨害する行為あるときは二万元以下の罰金を科す。

④ 現物出資の目的たる財産評価が高きにすぎるときは、主管機関は之を減額することを得。

⑤ 会社の責任者が、第一項の登記申請期限の規定に違反したるときは各一千元以上五千元以下の罰金を科す。登記の申請に不実の記載をなしたる者は刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

#### 第四一三条 (有限会社設立登記の書類)

① 有限会社が設立による登記申請をなすとき会社の定款を添付することを要す。

② 合併による設立登記を申請する者は、第四〇六条第三項規定の書類を添付することを要す。

#### 第四一四条 (有限会社解散登記の準用条文)

有限会社が解散により登記申請するとき、第四二一条の規定を準用す。

#### 第四一五条 (有限会社の増資の登記)

① 有限会社が資本の増加により登記を申請するとき、第四一二条の規定を準用する外、左の各項の書類を添付することを要す。

一 改正した定款及び其の改正条文の対照表

二 社員の増資に対する同意書

三 増資後の取締役の名簿

② 有限会社が組織を変更し、株式会社として変更の登記申請をするとき左の書類を添付することを要す。

一 改正した定款及び改正条文の対照表

二 組織変更に関する社員全体の同意書

三 組織変更後の株主名簿

四 取締役、監査役の名簿

五 関連株主総会及び取締役会の議事録

六 各債権者への通知及び公告

#### 第四一六条 (其他登記書類に添付するもの)

有限会社が定款を改正して登記を申請するとき、改正したる定款及び改正したる条文の対照表を添付すること

を要す。

#### 第四一七条 (其他登記に準用する条文)

第四二九条の規定は、有限会社の合併に之を準用す。

#### 第四一八条 (株式会社の登記申請人)

株式会社の設立、解散、増資、減資、新株の発行、社債の募集及び合併による変更の登記は、取締役の半数以上及び少なくとも監査役の一人が之を申請す。その他、登記事項は、会社を代表する取締役が之を申請す。

#### 第四一九条 (株式会社の発起設立の登記)

① 株式会社を発起設立する者は、其の取締役、監査役は就任後一五日以内に左の事項を主管機関に設立登記の申請をすることを要す。

##### 一 会社の定款

##### 二 株主名簿

##### 三 発行済株式総数

四 金銭以外の財産を以て出資の払込にあてたる者は、其の氏名及び其の財産の種類、数量、価格又は評価の基準及び会社が換算したる株数

五 会社の負担に帰すべき設立費用及び発起人の得べき報酬又は特別利益の数額

六 特別株を発行したるとき其の総額及び一株の金額

七 株金全額払込済の証明書

八 取締役、監査役の名簿及び其の住所又は居所の明記

② 前項第四号、第五号の事項に不当な評価又は虚偽があるとき主管機関は会社に通知し期限内に申復するよう通告することを要す。検査員を派遣して検査を経たる後、其の金額を裁減又は命令を以て補充せしむることを得。

③ 会社の責任者が第一項の登記申請期限又は申復期限の規定に違反したるとき各一千元以上五千元以下の罰金を科す。其の検査行為を妨害する行為あるとき、各二万円以下の罰金を科す。登記申請のときに不実の記載をしたる者は刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

#### 第四二〇条 (株式会社の株式公募設立の登記)

① 株式会社を募集設立する者は、其の取締役、監査役は創立總會終了後一五日以内に左の事項を主管機関に対し設立の登記申請をすることを要す。

一 第一四五条規定の創立總會決議の報告事項

二 第一三三条規定の審査許可の通知

三 第一四六条規定の取締役、監査役又は検査人の調査報告書及び其の付屬文書

#### 四 創立總會議事録

- 五 取締役、監査役の名簿及び其の住所又は居所の明記
- 六 合併により設立登記の申請をするときは第四〇六条第三項の規定する書類

②前条第二項、第三項の規定は、前項に之を準用す。

#### 第四二一条 (株式会社の解散登記)

株式会社が解散による登記申請をなすときは、其の事由を明記することを要す。其の株主總會の決議によりて解散するときは解散に関する株主總會の議事録を添付し、合併によりて解散するときは、第四〇六条第三項の規定を準用す。

#### 第四二二条 (株式会社の新株発行の登記)

①株式会社は、各回の新株発行終了後一五日以内に取締役会は左の事項を主管機関に登記申請することを要す。

- 一 改正したる定款及び改正条文の対照表
- 二 発行したる新株の総額
- 三 増資に関する株主總會の議事録
- 四 新株発行に関する取締役会の議事録
- 五 新株発行を決議したる年月日
- 六 新株払込完了の年月日

#### 七 増資又は新株発行後の株主名簿

- 八 増資又は新株発行後の取締役、監査役の名簿
- 九 第二六八条の許可申請の通知

一〇 特別株を発行したるときは其の特別株の種類、総額及び一株の金額

②前項第七号の株主名簿は公募を行いたる会社は提出添付を免除することを得。但し、取締役、監査役、支配人及び発行済株式総額の一〇〇分の五以上を所持する株主名簿を添付送付することを要す。

③第四一九条第一項第四号、第五号、第二項及び第三項の規定は新株発行に之を準用す。

#### 第四二三条 (株式会社の減資の登記)

①株式会社が減資により登記申請をなすときは、左の書類を添付することを要す。

- 一 改正したる定款及び其の改正したる条文の対照表
  - 二 減資に関する株主總會の議事録
  - 三 減資後の株主名簿
  - 四 第四〇六条第三項規定の書類
- ②前項第三号の株主名簿は、株式を公開発行する会社に於ては之を免除することを得。但し、取締役、監査役、

支配人及び発行済株式総数の一〇〇分の五以上を所持する株主名簿を添付送付することを要す。

#### 第四二四条 (株式会社社債募集の登記)

①株式会社社債募集終了後、取締役会は一五日以内に左の書類を添付して主管機関に登記申請をすることを要す。

一 社債募集に關しての取締役會議事録

二 最近の貸借対照表

三 社債募集に際して既に許可を得て合法的に公告を行いたることの證明書類

四 社債全額の払込済を証し得る證明書

②会社の責任者が前項の登記申請期限の規定に違反したるとき各一千元以上五千元以下の罰金を科し、社債發行につき不実の記載をなしたる者は、刑法又は特別刑法の規定に依り処罰さる。

#### 第四二五条 (株式会社社債償還の登記)

株式会社が社債の全部又は一部の償還を行いたる為登記を申請するときは、償還した社債の數額を証し得る證明書を添付することを要す。

#### 第四二六条 (株式会社社債引受の登記)

株式会社が合併後存続する会社又は新設会社が合併により社債を引受たる時、会社は変更又は設立登記のとき同時に社債引受の登記をなすことを要す。

#### 第四二七条 (株式会社取締役、監査役の改選の登記)

株式会社が取締役、監査役の改選により登記を申請するときは、選任したる取締役、監査役の名簿を添付することを要す。

#### 第四二八条 (株式会社其の他の変更登記)

株式会社が其の他の登記事項の変更により登記を申請するときは、変更に關する決議を行いたる株主總會又は取締役會議事録を添付することを要す。定款に変更ありたる時は改正されたる定款及び其の改正されたる條文の對照表を添付することを要す。

#### 第四二九条 (株式会社合併変更登記)

株式会社が合併により変更の登記を申請するときは、第四〇六条第三項に規定する書類を添付することを要す。

#### 第四三〇条—第四三三条 (削除)

#### 第四三四条 (外国会社認許の申請人)

①外国会社の認許の申請は、其の本店の取締役若しくは業務執行社員若しくは中国における代表人若しくは支配人又

はこれらの者の代理人が之をなす。

②前項の申請人は、国籍を証明し得る書類及び本店の授權證書又は委託證書を添付提出することを要す。

#### 第四三五条 (外国会社の認許申請の書類)

①外国会社が認許を申請するときは、其の事情を明らかにし、左の事項及び書類を添付することを要す。

- 一 会社の名称、種類及び其の国籍
- 二 会社の営む事業及び中国領域内にて営む事業
- 三 資本総額。株式を発行したるときは其の株式総額、株式の種類、一株の金額及び払込済金額
- 四 中国領域内に於ける営業所用資金の金額
- 五 本店所在地及び中国領域内に設立したる支店の所在地
- 六 本国に於ける設立登記及び営業開始の年月日
- 七 取締役及び会社の其他責任者の氏名、国籍、住所
- 八 中国領域内に於て指定する訴訟及び非訴訟代理人の氏名、国籍、住所又は居所及び其の授權證書
- 九 合名会社、合資会社又は其の他会社の無限責任社員全員の氏名、国籍、住所、其の引受たる株式及び払込済株

金

一〇 会社の定款及び其の本国に於ける登記を証明し得る書

類の副本又は写し、其の定款が無く又は登記証明なきときは、其の本国の主管機関が会社たることを証明する書類

一一 其の本国に於て許可によりて設立したるものは、其の本国の主管機関の許可書類の副本又は写し

一二 中国の法令に依り其の営業が許可を必要とするとき其の許可証の副本又は写し

一三 中国に於て行う営業の事業計画書

一四 株主總會又は取締役会の認許申請に関する議事録

②前項の各種の書類が外国語であるときは、総て中国語訳文を添付することを要す。

#### 第四三六条 (外国会社の支店の登記)

①外国会社は認許後、中国領域内で支店を設立するときは、其の設立後一五日以内に主管機関に登記申請をすることを要す。

②会社の責任者が前項の登記申請期限の規定に違反したるときは各一千元以上五千元以下の罰金を科す。

#### 第四三七条 (外国会社の支店の登記申請人)

①外国会社が支店の設置又は其の他の事項の登記を申請するときは中国領域内に於て指定したる代表者若くは

支店の支配人又は其の代理人により之を申請す。

②第四三四条第二項の規定は、前項の申請人に之を準用す。

## 第二節 手数料

### 第四三八条 (設立登記の手数料)

会社の登記費、許可証費、閲覧費、抄録費及び各種証明書費等は、中央主管機関の命令を以て之を定む。

### 第四三九条―第四四六条 (削除)

## 第九章 付 則

### 第四四七条 (削除)

### 第四四八条 (罰金の強制執行)

本法所定の罰金を拒否し納入せざるときは、裁判所に移送し強制執行に付す。

### 第四四九条 (本法の施行期日)

本法は、公布の日より之を施行す。

(完)

(記 本稿は、本学学術研究会の昭和六三年度研究助成を受けた。)